

令和7年度第1回公立大学法人長野県立大学評価委員会

日 時：令和7年5月22日（木）

13時30分～

場 所：長野県立大学 三輪キャンパス 大会議室

1 開 会

○上條振興幹

それでは、ただいまより「令和7年度第1回公立大学法人長野県立大学評価委員会」を開会いたします。本日の進行を務めます、県民の学び支援課の上條です。

本日の出席者ですが、5名中3名の委員の皆様に出席いただいております。長野県附属機関条例第6条の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

2 挨拶

○上條振興幹

最初に、県民文化部長の直江よりご挨拶を申し上げます。

○直江県民文化部長

本日は、令和7年度第1回の公立大学法人長野県立大学評価委員会の御案内をさせていただいたところ、評価委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、山浦委員、山沢委員には1期から引き続き5期目、そして、本日欠席でございますが、伊藤委員にも5期目の委員をお願いをしております。そして清水委員、そして本日欠席の久保田委員には、前期から引き続きまして、2期目の評価委員をお引き受けいただきまして、大変ありがたく思っております。

地方独立行政法人法の改正に伴いまして、年度評価が廃止になりました。今年度からは評価委員会での評価方法が変わることになります。今後は、見込評価及び期間評価がない年度につきましては、「中期計画の進捗状況の確認」を実施いただくこととなります。評価委員会といたしましても、今回は転換期という形になろうかと思えます。

また、評価委員会の新たな任期が始まるこの時期に、先ほど事務局から説明もございましたが、委員の皆様により一層長野県立大学について御理解を深めていただくため、本日は学内視察を評価委員会と併せて計画させていただきました。通常は、この委員会は県庁で開催しておりますが、今回はこちらのほうまで足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

これまでの評価の進め方として、評価の観点を熟知されている委員の皆様には引き続き御指導いただきながら、新しい体制をつくり上げていきたいと存じておりますので、引き続き、幅広い視点から忌憚のない御意見や御提言をお願いしたいと思えます。

以上、簡単ではございますが、今年度第1回の評価委員会開催に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○上條振興幹

ありがとうございました。

議事に先立ちまして、今年度最初の評価委員会となりますので、今年度のスケジュールにつきまして、事務局から説明いたします。

○竹村補佐

では、委員配布資料「令和7年度公立大学法人長野県立大学評価委員会スケジュール」を御覧ください。なお、この資料は評価委員のみの配付となっておりますので、御了承ください。

本日は、第1回の評価委員会ということで、この後、委員長の選任等議題がございますが、審議のほどよろしくお願いいたします。

本日以降の今年度の予定ですが、令和5年6月の地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人長野県立大学においては、令和6年度から、法人の年度計画策定が廃止され、それに伴い今年度から年度評価がなくなることになり、昨年度中に年度評価廃止に伴う対応を評価委員会で御相談させていただきました。

今年度から、法改正の趣旨の負担軽減にも配慮した上で、年度評価廃止後も評価委員会及び県において、中期計画の進捗状況の確認を担保するため、また期間評価及び見込評価時の負担軽減のために、見込評価及び期間評価がない年度については、中期計画の進捗状況の確認を実施することとしました。

年間の流れとしますと、法人において、まだ中期計画の進捗状況の自己点検を実施し、9月末以降に法人から県に自己点検報告書が提出されます。県から評価委員会に対しして、自己点検報告書による中期計画の進捗状況の確認を依頼させていただき、委員の皆様に進捗状況の確認をいただきます。

委員の皆様にご確認いただいた進捗状況の結果を取りまとめ、12月11日の第2回評価委員会で意見交換をいただきたいと思います。意見交換の結果を取りまとめ、来年1月頃に委員長から知事に御報告をお願いしたいと考えております。なお、取りまとめの結果は法人に共有することも想定しております。

以上になります。

3 議 事

- (1) 公立大学法人長野県立大学評価委員長の選任
- (2) 中期計画に設定されている「評価指標」の取扱いについて
- (3) 公立大学法人長野県立大学の役員報酬支給基準の変更について

○上條振興幹

続きまして、次第の「3 議事」に入ります。

初めに議題の(1)委員長の選任を行います。長野県附属機関条例第5条の規定により、当評価委員会の委員長は委員が互選することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

○山浦委員

事務局から提案をお願いします。

○内山課長

事務局の提案といたしましては、引き続き山沢委員にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

< 「よろしゅうございます」の声あり >

○上條振興幹

ありがとうございました。委員の皆様に御賛同いただきましたので、山沢委員が委員長に選任されました。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、山沢委員長にお願いいたしますので、委員長席のほうへ御移動をお願いいたします。

○山沢委員長

ただいま委員長に指名されました山沢でございます。

それでは議事に入ります。中期計画に設定されております評価指標、議事(2)評価指標の取扱いについてでございます。

まず、事務局から、御説明をお願いいたします。

○内山課長

県民の学び支援課長の内山でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、資料1ということで、「中期計画に設定されている評価指標の取扱いについて」を御覧ください。

「1 背景」ということで、令和5年6月の地方独立行政法人法の改正におきまして年度計画が廃止され、それに伴いまして、中期計画の進捗状況を確認しやすくするように、中期計画の記載事項に中期目標を達成するために取るべき措置の実施状況に関する指標というものを追加することとなりました。この指標については「評価指標」と表現させていただきます。

長野県立大学におきましては、第2期の中期目標期間が令和6年度から開始されまして、第2期中期計画に評価指標が記載をされております。

参考資料1も併せて御覧いただければと思いますけれども、「公立大学法人長野県立大学第2期中期計画」になります。

こちらの参考資料1の2ページ目ですが、「第2 教育研究等の質の向上に関する目標

を達成するためとるべき措置」から具体的な中期計画の記載が始まっておりまして、四角の枠で囲われている部分が評価指標になります。

資料1に戻りますけれども、「2 公立大学法人長野県立大学第2期中期計画で定める評価指標の概要」ですが、評価指標が全部で83項目ございまして、うち定量指標は18項目、定性指標は65項目ございます。

本日お諮りしたい内容としますと、「3 論点」のところでございますが、ここに書かれているとおり、この「評価指標」は中期計画の進捗確認がしやすくなるように追加されたものでございますけれども、実際の見込評価、それから期間評価の際にはこの指標をどのように取り扱うかを整理させていただきたいと思っております。

見込評価は令和10年度、期間評価は令和12年度に実施することになりますが、なぜ今このタイミングで整理させていただくのかと申しますと、先ほど年間スケジュールのところでも御説明させていただきましたように、年度評価の廃止に伴って今年度から実施する中期計画の進捗確認は、評価委員会におきましては9月末以降に法人から提出される自己点検報告書（仮称）を基に進捗確認を行ってまいります。

進捗確認は見込評価及び期間評価を見据えて実施されるものでございまして、法人も見込評価及び期間評価の評価方法を踏まえた自己点検を実施する必要があるとしまして、法人が令和6年度実績の自己点検を行うに当たって、評価委員会と法人の認識を一致させる必要があるためでございます。

「4 検討経過」ですが、ほかの県の状況等も参考にさせていただくと、評価指標の取扱いについて大きく分けて2パターンございます。一つは、評価指標自体は評価せず小項目を評価する際の参考とするパターン。もう一つは、評価指標自体を評価し、その評価指標の評価を踏まえた上で小項目を評価するパターンになっております。

先日、山沢委員長とも事務局で検討させていただきまして、5のとおり委員長案ということでお諮りさせていただきたいと思えます。

委員長案といたしましては、評価指標は直接評価を行わず、小項目を評価する際の参考とするということで、なお、見込評価実施要領及び期間評価実施要領の改正は不要ということで行わないということにいたしまして、評価指標の取扱いについて評価委員会の中で申し合わせを行うということにいたしております。

評価指標は直接評価を行わないで、小項目を評価する際の参考とする理由といたしますと、評価指標は評価指標のみの実績ではなく、計画策定当初想定していなかった事象も評価の対象とすることができるというのが主な理由となります。

評価指標自体を評価し、その評価を踏まえた上で小項目を評価し、さらに大項目を評価することとなるということ。83個の評価指標の観点のみで中期計画の評価が決まってしまうこととなりますので、この中期計画の評価の視点が大幅に狭まり、正当な評価ができなくなる懸念がございまして、評価指標はあくまでも小項目評価の参考とするということにしたいと思っております。

また、この取扱いについては現在の実施要領の規定からくみ取ることができるため、要領の改正は不要であると考えております。

ただし、この評価指標の取扱いについては、評価委員会内で申し合わせ事項として明確にし、数年先の見込評価及び期間評価時に混乱することがないようにしたいと思えます。

申し合わせ事項については、資料2「公立大学法人長野県立大学の中期計画の実績に係る評価における申し合わせ事項(案)」のとおりでございます。

なお、今後、中期計画の進捗確認を進めていくに当たりまして、見込評価及び期間評価に向けて申し合わせ事項として明確にしておいたほうがいい事項が増えていくことも想定をしております。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山沢委員長

ありがとうございます。案が出ておりますが、これは私と事務局で検討しまして、委員長案ということで、皆さんに御提示申し上げたわけでございます。

法人にもこの案をお送りするとともに、事前に確認しております。法人としては、評価指標設定時に、評価指標全体を評価することを想定して中期計画を策定していないため、法人としても委員長案と同様の取扱いにしていきたいという意見が出ております。

委員の皆様には事前に御確認をいただいているところではございますが、特段の御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、御意見をお願いいたします。

○清水委員

この大学は正直すごくしっかり取り組んでいるのではないかと考えています。

○山沢委員長

いかがでしょうか。皆さんにはメールでお送りしてきちんとお考えいただいているところでございますので、そういう観点で本委員長案に御賛同いただくということでよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

○山沢委員長

ありがとうございます。

そういたしますと、形としては、資料2を御覧ください。申し合わせ事項といたしまして、「1 中期計画に設定している評価指標については、見込評価時及び期間評価時に直接評価を行わず、小項目評価の参考とする」と、こういうふうな申し合わせが成立いたしました。ありがとうございます。

なお、先ほどの課長の説明にございましたように、今後もうこういうふう to 実際の評価委員会をやるところで、いろいろこういう申し合わせをしなければいけないということも出てくると思いますけれども、それはぜひ前向きに、より大学がきちんとレベルの高い業務展開ができるようにという観点で、私どもは考えていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

次に、(3)長野県立大学の役員報酬支給基準の変更についてでございます。

まず、事務局から御説明をいただくことにいたします。

○内山課長

本日お配りしました資料3の2枚目以降を御覧ください。4月17日付で法人より知事宛てに公立大学法人長野県立大学の役員報酬支給基準の変更の届け出がありました。

参考資料4を併せて御覧ください。法人が役員等の報酬を定めたとき、また変更したときには、地方独立行政法人法第48条第2項により、これを公表するとともに知事に届け出ることになっております。

知事は、法人からこの届け出があった場合は、同じく独立行政法人法第49条第1項によりまして、評価委員会に通知することとなっております。同条第2項により、評価委員会は役員報酬等の基準が適正であるかについて、知事に意見を申し出ることができることになっております。

「意見を申し出ることができる」という「できる規定」ですので、本日は、公立大学法人長野県立大学役員報酬規程の改正内容について意見を申し出るか否か、申し出る場合はどのような意見とするか、御議論をいただきたいと思います。

法人から届け出のあった役員報酬規程の改正内容を御説明します。

法人の給与制度等につきましては、設置団体の長野県に準じ設計されていることから、県の改正内容に合わせ法人においても所要の改正を行ったものです。具体的には、地域手当の支給割合の改正及び年間支給月数の改正になります。

参考資料5を御覧ください。

参考資料5に役員報酬規程の改正の経過を載せておりますが、地域手当につきましては、県が人事委員会勧告に基づき令和7年2月議会での議決を経て全県一律1.7%から1.6%に改正したことに伴い、法人においてもこれに準拠した改正になります。

期末手当の年間支給月数につきましては、期末手当について、県が人事委員会勧告に基づき令和7年1月臨時会での議決を経まして、令和6年度分から年間支給月数を0.05月引き上げたことに伴い、法人においても年間支給月数を3.40月から3.45月に引き上げたものでございます。

なお、平成30年度の開学以降、県の改正に合わせて法人において役員報酬規程を改正していたところですが、平成30年度から令和5年度までの改正について、法人から県に届け出がされていない状況でした。

法人には、今後このようなことがないように指導したところですが、県としても適切な手続きが取られるように監督してまいりたいと考えております。

平成30年度以降の改正内容についても、意見ございましたら併せて御議論をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山沢委員長

ありがとうございます。

二つ、御説明で誤解を招いてはいけなしのでお話をしなければいけないところがございます。

まず一つは、資料3の2ページにも書いてございますけれども、令和7年、今回、地域手当と期末手当を県の状況に合わせた形で改正したいということでございます。これにつ

いて、まず御議論いただくということです。内容としては、支給割合を地域手当を1.6に、期末手当を3.45月に変更するということでございます。

この内容についていかがでございましょうか。県の決めたとおり、県の規程に合わせているということでございますので、特によろしいかなと思いますが、御意見がございましたらお願いします。

○山浦委員

大学役員というのはどういう人を言っていますか。

○内山課長

役員は理事長、それから副理事長兼学長、理事も入っています。

○山浦委員

教員ではないですね。

○内山課長

教員ではないです。あとは会計監事が入っています。

○山浦委員

ありがとうございます。

○山沢委員長

よろしいですか。

< 「はい」の声あり >

○山沢委員長

では、この令和7年度の改正については、当委員会として特に申し上げることはない、結構でございますということです。

それから、もう一つ課長が言ったことで、参考資料を見ていただきますと、期末手当が開学時の平成30年から変えたりしていますが、それが届け出がないということで、事務局からは、きちんとかういうことがないように指導はしたということでございますが、この辺について、本委員会としてどういう対応を取るかということです。

今後こういうことがないように注意してくださいぐらいではないかと思いますが、そこをけしからんからどうのこうのというのは、我々のところではなくて違うところでおやりになればということでいかがでしょうか。ここの委員会としては、今後ないようにしてほしいということを、この議事録に残すということが大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○山浦委員

お任せします。

○山沢委員長

では、議事録にきちんと残しますので、今後ないように、事務方がきっちりと連絡をしてください。

本日予定しておりました協議事項は以上でございます。

全体を通じまして、委員の皆様から御発言がございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

< 「なし」の声あり >

○山沢委員長

ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、進行に御協力を賜りましてありがとうございます。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○上條振興幹

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては大変ありがとうございました。

4 その他

○上條振興幹

次に次第の「4 その他」でございますが、事務局からは特段ございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 閉 会

○上條振興幹

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、「令和7年度第1回公立大学法人長野県立大学評価委員会」を閉会といたします。

ありがとうございました。

(了)